

**関税定率法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係政令の整備等に関する政令案要綱**

1. 関税定率法等の一部改正に伴い、次により関係政令の整備を行うこととする。
 - (1) 知的財産侵害物品の輸入差止申立て等において専門委員へ意見を求める場合等の手続及び専門委員の委嘱の方法を定めることとする。(関税定率法施行令第61条の5の2、第61条の10、第61条の11、第61条の11の3及び第61条の14関係)
 - (2) 石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度等の廃止に伴い、関税還付の手続等の規定を削除することとする。(旧関税暫定措置法施行令第14条～第32条関係)

2. 加工再輸入減税の適用を受ける貨物に係る関税の納税申告を、特例申告により行うことができることとする。(関税法施行令第4条の4及び第4条の12並びに関税暫定措置法施行令第23条関係)

3. 支署長又は出張所長に委任されている関税の徴収の権限について、税関長が自ら行うことができることとする。(関税法施行令第92条関係)

4. 特恵関税制度について、次による改正を行うこととする。
 - (1) 特恵受益国からバーレーンを除外することとする。
 - (2) コモロ、ジブチ及び東ティモールを特別特恵受益国に追加することとする。
 - (3) 特恵関税の適用から中国を原産地とする特定の物品を除外することとする。
(関税暫定措置法施行令第25条及び別表第1関係)

5. サウジアラビアの世界貿易機関への加入に伴い、便益関税適用国の指定に係る規定を整備することとする。(関税定率法第5条の規定による便益関税の適用に関する政令別表関係)

6. 関税割当制度の適用を受ける物品につき平成18年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとする。(関税割当制度に関する政令別表関係)

7. その他所要の規定の整備を行うこととする。

8. この政令は、平成18年4月1日から施行することとする。